

第6回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月14日（金）11時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（政府対策本部資料）（2月13日9時時点）

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	44,653	50	10	18	26	28	50	1	33	15
死亡者数	1,113	1	0	0	0	0	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド
患者数	18	15	14	7	11	16	1	1	8	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	45,000
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	1,115

※日本においては、その他3名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、218名の陽性が確認されている。

○ 都の発生状況 4名（2月13日20時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者 1名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議

- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
（公財）東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
- ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）

〈第4便〉

- ・2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・ 218名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ65名受入れ

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供するため調整中

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNS を始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

(教育庁)

- ・ 学校への感染症対策の注意喚起

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

都内患者（2月13日判明）の積極的疫学調査の実施状況

【患者把握の経緯】

- 症状や他の疾患との鑑別の状況を踏まえ、医療機関と協議して検査を実施し、陽性が判明。

【これまでの調査状況】

- 関係保健所と連携し、患者の行動歴等を調査
 - ・ 発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省の滞在歴はないこと
 - ・ 発症後にタクシーの乗務が無いこと
 - ・ 普段からマスクを着用してタクシーに乗務していること

現在、関係保健所と連携し濃厚接触者への積極的疫学調査を実施中。

【今後の予定】

- 感染経路を把握するため、患者の発症前の行動歴も含め引き続き徹底的に調査
- 濃厚接触者についても、積極的疫学調査を確実に実施し、症状の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症の検査を全例実施する

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月13日時点

期間	検査数 (件)	陽性者数 (件)	備考
～1/31	13	3	・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市滞在歴あり）
2/1～2/13	17	1	・都内在住1
合計	30	4	

陽性者4名のうち、2名は退院

※ 国の要請に基づく健康安全研究センターにおける検査実績

- ・ 武漢市からのチャーター便で帰国した邦人等：210件
- ・ 横浜港に寄港したクルーズ船の乗客等：77件

※ 健康安全研究センターにおける最大検査対応能力

- ・ 1日あたり最大120件

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日（金）午後5時

2 受付時間・設置期間

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時)	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

3 相談対応件数

	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	2/12 (水)	2/13 (木)	累計
午前9時～午後5時	-	25	26	116	25	124	※	316
午後5時～翌午前9時	17	9	9	21	7	23	32	118
合計	17	34	35	137	32	147	32	434

※ 2/13（木）の各保健所の相談センターにおける対応件数は集計中

4 帰国者・接触者外来への紹介件数

2件（いずれも陰性）

5 主な相談内容

- ・有症者の感染不安

(例：海外から帰国してから熱や咳が出ているが、感染したのではないか)

(例：外国人がよく訪れる店で働いており最近熱や咳が出ているが、感染したのではないか)

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター)の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50
合計	23	324	402	276	193	339	227

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)
午前9時～午後1時	109	83	74	58	30	68	45
午後1時～午後5時	74	56	55	39	23	53	19
午後5時～午後9時	63	31	47	28	26	35	14
合計	246	170	176	125	79	156	78

	2/12 (水)	2/13 (木)	累計
午前9時～午後1時	53	51	1,332
午後1時～午後5時	63	47	995
午後5時～午後9時	33	55	789
合計	149	153	3,116

4 主な相談内容

- ・有症者の感染不安(例:熱や咳が出ているが感染したのではないか)
- ・具体的な予防法(例:接客業をしているので予防法を知りたい)
- ・その他ご意見等

「第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月14日（金）11時45分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは「第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」について説明いたします。国内外の発生状況について、現在、世界全体で4万5千人程度の患者が発生しています。都の発生状況としては、昨日13日の夜の時点で都内在住者1名増えまして、合計4名となっております。国の動きですが、昨日18時から第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。国の対策本部会議資料については、参考資料として配布しておりますので、後ほどご参照ください。

都の対応について、「帰国者・接触者電話相談センター」、そして「帰国者・接触者外来」の新規開設を行いました。また中国武漢市から帰国した在留邦人等については、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供することとしております。

第1便の状況について、経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名については、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性ということでした。

第2便の状況に関しては、経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名についても、検査を実施した結果全員陰性となっております。

横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応について、国からの要請に基づき、218名の陽性患者のうち65名を都内の医療機関で受け入れています。

それでは各局の対応について、福祉保健局からお願いいたします。

【福祉保健局】

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について、都内において新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。昨日発表したプレス資料のとおりです。

この都内患者の積極的疫学調査の実施状況についてです。関係保健所と連携し、患者（タクシー運転手）の行動歴等を調査しております。現段階で発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省の滞在歴はありません。また、発症後にタクシーの乗務はなく、普段からマスクを着用して乗務していることを確認しています。現在は関係保健所と連携して、濃厚接触者への積極的疫学調査をさらに徹底して実施しております。

今後の予定について、感染経路を把握するため、患者の発症前の行動歴も含め、引き続き調査を行っております。濃厚接触者についても、積極的疫学調査を確実に実施し、症状の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症の検査を全例実施することとしております。

新型コロナウイルス検査（都内）の実施状況についてです。先ほど申し上げた1名の陽性を加えまして、検査30件に対して陽性者4名となっております。

続いて、帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について、各保健所における相談対応件数は、現時点でトータル434件の相談を受け付けております。

次に当初から設置しておりました一般相談のコールセンターの受付状況は、設置後3クール目に移りましたが、おおむね2クール目の状況で推移し、トータルでは3116件のご相談を受け付けております。

【危機管理監】

続きまして、総務局からお願いいたします。

【総務局】

総務局からは、他の自治体との連携についてお話しいたします。

まず都内各区市町村との連携体制についてですが、本日の区長会において、都のこれまでの対応について説明をする予定です。引き続き、市町村との情報共有についても同様に行っていきたいと考えております。

あわせて、区市町村の危機管理担当との情報共有を図るため、実務者による会議を来週開催するべく、現在調整を進めております。

また、九都県市首脳会議の感染症に関する部会において、情報連絡体制を確立することについて、幹事県である神奈川県と今後、調整を進めてまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、本部長からお願いいたします。

【知事】

連日ご苦労様です。

福祉保健局長から報告があったように、昨日、初めて都内在住者について、新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。この事例については、関係する区の保健所と連携しながら積極的疫学調査を実施するとともに、感染経路の確認などを早急に進めていただきたい。その結果については、都民の安全と安心を確保するため、今日判明した

情報については都民の皆様にも速やかに公表していただきたい。スピード感を持って対応していただきたいと思います。

そして現在、国内感染者の拡大を防ぐ重要な局面であるということをこの会議で皆と意識を共有していきたいと思います。

都はこれまでも、相談体制を拡充したり、検査体制の強化、そして医療体制の整備などに、タイミングを逸することなく取り組んできたと考えているが、今般の件を受け、さらに可能な限りの検査の実施や、医療機関、保健所向けの防護服の提供、受け入れ医療機関の体制整備など、更なる感染症対策に取り組んでまいります。

また、東京都医師会等の関係機関との連携し、医療体制の確保を図るとともに、医療機関に対して必要な防護服などを確実に提供していただきたい。

それから都民の皆様へのお願いですが、ぜひ、正しく恐れていただき、手洗いの励行、それから基本的な感染症の対策に努めていただきたいと存じます。

また事業者の皆様には、不特定多数の方々との接触が多い従業員の皆様に対しては、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗いを励行するなど、基本的な感染防止にしっかりと努めていただきたい。

また、発熱などの症状がある方や、風邪のような症状が長引いている方は、各保健所などの「帰国者・接触者電話相談センター」に、まずはご相談いただきたい。そして、感染予防など一般的な相談については、電話相談窓口のコールセンターにご連絡いただき、自ら対策を心掛けていただきたい。

なお、すでに発熱などの症状がある方は、テレワークの積極的な活用や、仕事を数日間お休みいただくなど、不要不急の外出を控えていただきたいと思います。

前回の対策本部会議でも申し上げましたが、感染拡大の防止や都内経済対策などに必要な経費を早急に取りまとめ、第1回定例会にお諮りし、ただちに対応していくということで、それぞれ各局よく詰めていただきたいと思います。

そして、横浜港沖に停泊しているクルーズ船や、中国湖北省の帰国希望者向けチャーター機第5便への対応などが週末にかけて予定されております。各局それぞれの現場で対応していただくことになると思いますが、よろしく願いいたします。また、国から要請が様々あるかと思いますので、迅速に対応できる体制を確保していただきたい。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局、各機関とも本部長からの指示事項の徹底をよろしく願いいたします。

以上で、「第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。